

# 平成26年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 186 回国会(常会)提出

# 平成26年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

頁

策 定 方 針 .....	1
---------------	---

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分） .....	7
------------------------------------	---

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 .....	7
(二) 歳入の概要 .....	8
1 地 方 税 .....	8
2 地 方 譲 与 税 .....	24
3 地 方 特 例 交 付 金 .....	24
4 地 方 交 付 税 .....	25
5 国 庫 支 出 金 .....	26
6 地 方 債 .....	27
7 使用料及び手数料 .....	30
8 雜 収 入 .....	30
9 全国防災事業一般財源充当分 .....	30

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分） .....	31
------------------------------------	----

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 .....	31
(二) 歳出の概要 .....	35
1 給 与 関 係 経 費 .....	35
2 一 般 行 政 経 費 .....	37
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費 .....	40
4 公 債 費 .....	40
5 維 持 補 修 費 .....	40
6 投 資 的 経 費 .....	41
7 公 営 企 業 繰 出 金 .....	46
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費 .....	47
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額 .....	47

## 第二 東日本大震災分

### (復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	53
--------------------------------	----

（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	53
（二）歳入の概要	53
1 震災復興特別交付税	53
2 国庫支出金	54
3 地方債	55
4 雑収入	56

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	57
--------------------------------	----

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	57
（二）歳出の概要	58
1 給与関係経費	58
2 一般行政経費	58
3 公債費	59
4 投資的経費	59
5 公営企業繰出金	60
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	61

### (全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	65
-------------------------------	----

（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
（二）歳入の概要	65
1 地方税	65
2 一般財源充当分	66
3 国庫支出金	66
4 地方債	66
5 雑収入	67

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	68
-------------------------------	----

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	68
（二）歳出の概要	69
1 公債費	69
2 投資的経費	69
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	70

## 策 定 方 針

平成 26 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 26 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

### 1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 26 年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしている。また、消費税率（国・地方）8 %への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。

① 平成 26 年度から平成 28 年度までの間は、平成 25 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国的一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、平成 26 年度の財源不足見込額 10 兆 5,938 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、国的一般会計加算により 4 兆 1,186 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 6,648 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 25 年 12 月 21 日付け総務・財務両大臣覚書第 5 項に定める平成 26 年度における「乖離是正分加算額」2,000 億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額 6,100 億円並びに臨時財政対策特別加算額 2 兆 6,438 億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金 1,000 億円を活用する。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 5 兆 5,952 億円発行する。  
ウ. 建設地方債（財源対策債）を 7,800 億円増発する。

③ 上記の結果、平成 26 年度の地方交付税については、16 兆 8,855 億円（前年度比 1,769 億円、1.0%減）を確保する。

- ④ 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、2,000億円の償還を実施する。
- ⑤ なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (3) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12兆8,301億円（普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円）とする。
- (4) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 投資的経費に係る地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- ② 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3,500億円としている。
- ③ 消費税・地方消費税の引上げによる增收分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- ④ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- ⑤ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- ⑥ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 2 東日本大震災分

### (1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,723億円を確保する。

ア. 直轄・補助事業に係る地方負担分 3,719 億円

イ. 地方単独事業分 1,085 億円

ウ. 税制上の臨時の特例措置等に伴う減収分 919 億円

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、543億円（普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆9,617億円を計上する。

### (2) 全国防災事業

① 地方税の臨時の税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として679億円を計上するとともに、一般財源充当分として113億円を計上する。

② 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、983億円とする。

③ 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費2,521億円を計上する。



# 第一 通常收支分



## 一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

### (一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は83兆3,607億円であり、前年度に比し、1兆4,453億円増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

**第1表 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額**

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増減率 (%)	
I 地 方 税	350,127	340,175	9,952	2.9	
II 地 方 譲 与 税	27,564	23,470	4,094	17.4	
1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	2,708	2,756	△ 48	△ 1.7	
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	100	110	△ 10	△ 9.1	
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,656	2,696	△ 40	△ 1.5	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	145	140	5	3.6	
5 特 別 と ん 譲 与 税	126	125	1	0.8	
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	21,829	17,643	4,186	23.7	
III 地 方 特 例 交 付 金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0	
IV 地 方 交 付 税	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0	
V 国 庫 支 出 金	124,491	118,503	5,988	5.1	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,322	14,879	443	3.0	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	79,805	76,183	3,622	4.8	
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	—	28,595	△ 28,595	皆減	
(イ) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	15,024	—	15,024	皆増	
(ウ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,409	—	13,409	皆増	
(エ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	769	—	769	皆増	
(オ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,582	5,882	△ 300	△ 5.1	
(カ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	11,541	10,699	842	7.9	
(キ) 子ども の た め の 金 錢 の 給 付 交 付 金	14,178	14,311	△ 133	△ 0.9	
(ク) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,797	3,894	△ 97	△ 2.5	
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	15,505	12,802	2,703	21.1	
3 公 共 事 業 費 补 助 負 担 金	26,632	24,745	1,887	7.6	
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 补 助 負 担 金	26,246	24,361	1,885	7.7	
(イ) 灾 害 復 旧 事 業 費 补 助 負 担 金	386	384	2	0.5	
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	275	275	0	0.0	
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	70	70	0	0.0	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	645	706	△ 61	△ 8.6	
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,374	1,290	84	6.5	
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	312	299	13	4.3	
9 石 油 貯 藏 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	56	56	0	0.0	
VI 地 方 債	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3	
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,862	13,888	1,974	14.2	
VIII 雜 収 入	40,059	39,852	207	0.5	
IX 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 113	△ 130	17	△ 13.1	
歳 入 合 計	833,607	819,154	14,453	1.8	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区分	分	平成26年度		平成25年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 地方税	方税	350,127	42.0	340,175	41.5
2 地方税	譲与税	27,564	3.3	23,470	2.9
3 地方特例	交付金	1,192	0.1	1,255	0.2
4 地方	交付税	168,855	20.3	170,624	20.8
5 国庫	支出金	124,491	14.9	118,503	14.5
6 地方	債	105,570	12.7	111,517	13.6
7 使用料	及び手数料	15,862	1.9	13,888	1.7
8 雑収	入	40,059	4.8	39,852	4.8
歳入合計		833,720	100.0	819,284	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

## (二) 歳入の概要

### 1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税14兆6,295億円、市町村税20兆3,832億円、合わせて35兆127億円である。

前年度に比し、道府県税は7,343億円(5.3%)増加、市町村税は2,609億円(1.3%)増加、合わせて9,952億円(2.9%)増加している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

(単位 億円)

税目	平成25年 度当初見 込額 (A)	平成26年 度			比較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成25年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税						
I 普通税						
1 道府県民税	55,104	56,663	△ 77	56,586	1,482	102.7
ア 個人均等割	595	602	—	602	7	101.2
イ 所得割	45,623	45,689	—	45,689	66	100.1
ウ 法人均等割	1,341	1,337	—	1,337	△ 4	99.7
エ 法人税割	5,459	6,248	△ 77	6,171	712	113.0
オ 利子割	1,180	1,213	—	1,213	33	102.8
カ 配当割	769	1,344	—	1,344	575	174.8
キ 株式等譲渡所得割	137	230	—	230	93	167.9

### A 道府県税

#### I 普通税

1 道府県民税	55,104	56,663	△ 77	56,586	1,482	102.7
ア 個人均等割	595	602	—	602	7	101.2
イ 所得割	45,623	45,689	—	45,689	66	100.1
ウ 法人均等割	1,341	1,337	—	1,337	△ 4	99.7
エ 法人税割	5,459	6,248	△ 77	6,171	712	113.0
オ 利子割	1,180	1,213	—	1,213	33	102.8
カ 配当割	769	1,344	—	1,344	575	174.8
キ 株式等譲渡所得割	137	230	—	230	93	167.9

税 目	度 初 見 込 額 (A)	平成26年 度			比 較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		平成25年 度 初 見 込 額 (A)	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)		
		改 正 法 に よ る 収 入 見 込 額 (B)+(C) (D)				
2 事 業 税	25,109	28,407	△ 188	28,219	3,110	112.4
ア 個 人	1,678	1,795	—	1,795	117	107.0
イ 法 人	23,431	26,612	△ 188	26,424	2,993	112.8
3 地 方 消 費 税	26,650	30,060	△ 17	30,043	3,393	112.7
ア 謙 渡 割	19,280	19,875	△ 17	19,858	578	103.0
イ 貨 物 割	7,370	10,185	—	10,185	2,815	138.2
4 不動産取得税	3,304	3,644	△ 11	3,633	329	110.0
5 道府県たばこ税	1,710	1,509	—	1,509	△ 201	88.2
6 ゴルフ場利用税	486	489	—	489	3	100.6
7 自動車取得税	1,900	1,848	△ 900	948	△ 952	49.9
8 軽油引取税	9,233	9,442	—	9,442	209	102.3
9 自動車税	15,497	15,480	—	15,480	△ 17	99.9
10 鉱 区 税	4	3	—	3	△ 1	75.0
11 固定資産税(特例分等)	18	16	—	16	△ 2	88.9
道府県普通税計	139,015	147,561	△ 1,193	146,368	7,353	105.3
II 目 的 税						
1 狩 猿 税	16	15	—	15	△ 1	93.8
道府県目的税計	16	15	—	15	△ 1	93.8
III 道府県税小計	139,031	147,576	△ 1,193	146,383	7,352	105.3
IV 東日本大震災による減免等	△ 79	△ 88	—	△ 88	△ 9	—
V 道府県税計	138,952	147,488	△ 1,193	146,295	7,343	105.3
B 市町村税						
I 普 通 税						
1 市町村民税	88,021	90,007	△ 189	89,818	1,797	102.0
ア 個 人 均 等 割	1,782	1,801	—	1,801	19	101.1
イ 所 得 割	68,403	68,427	—	68,427	24	100.0
ウ 法 人 均 等 割	3,915	3,910	—	3,910	△ 5	99.9
エ 法 人 税 割	13,921	15,869	△ 189	15,680	1,759	112.6
2 固 定 資 産 税	85,968	87,033	8	87,041	1,073	101.2
ア 土 地	33,542	33,627	3	33,630	88	100.3
イ 家 屋	36,032	36,970	4	36,974	942	102.6
ウ 償 却 資 産	15,484	15,508	1	15,509	25	100.2
エ 交 付 金	910	928	—	928	18	102.0
3 軽 自 動 車 税	1,852	1,909	—	1,909	57	103.1
4 市町村たばこ税	9,738	9,230	—	9,230	△ 508	94.8
5 鉱 产 税	18	19	—	19	1	105.6
6 特 别 土 地 保 有 税	13	11	—	11	△ 2	84.6
市町村普通税計	185,610	188,209	△ 181	188,028	2,418	101.3

税 目	平成26年 度				比 較	
	平成25年 度当初見 込額	現行法に よる収入 見込額		改正法に よる収入 見込額	平成25年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)		(B)+(C)	(D)-(A)
					(D)	

## II 目的税

1 入湯税	220	227	—	227	7	103.2	
2 事業所税	3,542	3,464	—	3,464	△	78	97.8
3 都市計画税	11,988	12,265	1	12,266	278	102.3	
4 水利地益税等	0	0	—	0	0	—	
市町村目的税計	15,750	15,956	1	15,957	207	101.3	
III 市町村税小計	201,360	204,165	△	180	203,985	2,625	101.3
IV 東日本大震災による減免等	△ 137	△ 153	—	△ 153	△ 16	—	
V 市町村税計	201,223	204,012	△	180	203,832	2,609	101.3

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	(単位 億円)						
	平成25年 度当初見 込額	平成26年 度			平成25年 度当初見 込額に対 する増減 収額	比 較	
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)
道 府 県 税	121,713	127,365	△	558	126,807	5,094	104.2
市 町 村 税	218,462	224,135	△	815	223,320	4,858	102.2
合 計	340,175	351,500	△ 1,373	350,127	9,952	102.9	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は35兆806億円である。

## 附 表 平成26年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 法人住民税 法人税割の一部交付税原資化（国税化） (法人税割の税率の引下げ)	△ 0 △ 0	△ 1 △ 1	△ 1 △ 1
2 法人事業税 地方法人特別税から法人事業税への一部復元 (所得割及び収入割の税率の引上げ)		1 1	1 1
3 不動産取得税 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設 (2) 老朽化マンション再生（認定建替事業・認定建物敷地売却）により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設 (3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設 (4) その他	△ 11 △ 5 △ 1 △ 4 △ 1		△ 11 △ 5 △ 1 △ 4 △ 1
4 自動車取得税 (1) 税率の引下げ (2) エコカー減税の拡充	△ 900 △ 806 △ 94		△ 900 △ 806 △ 94
5 固定資産税 (1) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止 (2) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (3) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充		8 9 1 △ 2	8 9 1 △ 2
6 都市計画税 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止		1 1	1 1
合 計	△ 910	8	△ 902
国の税制改正に伴うもの 法人住民税 法人事業税 地方消費税	△ 283 △ 77 △ 189 △ 17	△ 188 △ 188 △ 189 △ 17	△ 471 △ 265 △ 189 △ 17
再 計	△ 1,193	△ 180	△ 1,373

### 地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 211		△ 211
地方法人特別税から法人事業税への一部復元	△ 1		△ 1
国税の税制改正に伴うもの	△ 210		△ 210

(注) 1 地方法人税(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる。

2 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元することとしている。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	<p>個 人</p> <p>1 均等割 (平成26年度課税見込人員60,092千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） (平成26年度課税標準見込額1,196,514億円)</p> <p>(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額</p>	<p>個 人</p> <p>1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ)</p> <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>標準税率 100分の4</td> </tr> </table> <p>(ロ) • 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得の金額 100分の1.2(平成26年度分まで) 100分の2(平成27年度分から) • 課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 长期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額 长期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額との合計額 • 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2 • 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得の金額 100分の2 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の1.2(平成26年度分まで) 100分の2(平成27年度分から) • 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2</p>	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	標準税率 100分の4
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	標準税率 100分の4				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	府	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 (平成26年度課税標準見込額26,878億円) 4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） (平成26年度課税標準見込額4,600億円)	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4 3 配当割 一定税率 100分の5 4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5
道	県	法人 1 均等割 (平成26年度納税義務者見込数2,971千人)	法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超える法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超える法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超える法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円
府	普	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6 ※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用 標準税率 100分の3.2 制限税率 100分の4.2
県	通	利子等に係る分離課税分（利子割） (平成26年度課税標準見込額24,260億円)	一定税率 100分の5
税	事	法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得  (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超 100分の2.9 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9  (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超 100分の3.6 大規模な協同組合等について は、年10億円超 100分の4.3 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 大規模な協同組合等について は、年10億円超 100分の4.3
	業		
	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道府県税	普通事業税	<p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額</p> <p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超 100分の5.3 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の5.3</p> <p>※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用</p> <p>1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の2.2 年400万円超800万円以下 100分の3.2 年800万円超 100分の4.3 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の4.3</p> <p>(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超 100分の4.6 〔 大規模な協同組合等について 〕 は、年10億円超 100分の5.5 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6 〔 大規模な協同組合等について 〕 は、年10億円超 100分の5.5</p> <p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割 100分の0.7</p> <p>※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは下記税率を適用</p> <p>収入割 100分の0.9 制限税率 標準税率の1.2倍</p>	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	事 業 税	個人 所 得 (事業主控除及び事業専従者控除後の所得) 事業主控除 年290万円	個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		1 謙渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 謙渡割 一定税率 63分の17 2 貨物割 一定税率 63分の17
	不 動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円~1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200m <sup>2</sup> 限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
		小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円
	ゴリ ル用 場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
	軽 引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																																																																																						
道	府	自動車の台数	<p>標準税率</p> <p>1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 リットル以下</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2 リットル以下</td><td>9,500円</td></tr> <tr><td>2 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2.5リットル以下</td><td>13,800円</td></tr> <tr><td>2.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3 リットル以下</td><td>15,700円</td></tr> <tr><td>3 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3.5リットル以下</td><td>17,900円</td></tr> <tr><td>3.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4 リットル以下</td><td>20,500円</td></tr> <tr><td>4 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4.5リットル以下</td><td>23,600円</td></tr> <tr><td>4.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>6 リットル以下</td><td>27,200円</td></tr> <tr><td>6 リットル超</td><td>40,700円</td></tr> </tbody> </table> <p>自家用</p> <table> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 リットル以下</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5リットル以下</td><td>34,500円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2 リットル以下</td><td>39,500円</td></tr> <tr><td>2 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>2.5リットル以下</td><td>45,000円</td></tr> <tr><td>2.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3 リットル以下</td><td>51,000円</td></tr> <tr><td>3 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>3.5リットル以下</td><td>58,000円</td></tr> <tr><td>3.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4 リットル以下</td><td>66,500円</td></tr> <tr><td>4 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>4.5リットル以下</td><td>76,500円</td></tr> <tr><td>4.5リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>6 リットル以下</td><td>88,000円</td></tr> <tr><td>6 リットル超</td><td>111,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 トラック（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table> <thead> <tr> <th>最大積載量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 トン以下</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>1 トン超 2 トン以下</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 トン超 3 トン以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 トン超 4 トン以下</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>4 トン超 5 トン以下</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>5 トン超 6 トン以下</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>6 トン超 7 トン以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>7 トン超 8 トン以下</td><td>29,500円</td></tr> <tr><td>8 トン超</td><td>29,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額</p> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table> <thead> <tr> <th>最大積載量</th> <th>税額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 トン以下</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>1 トン超 2 トン以下</td><td>11,500円</td></tr> </tbody> </table>	総排気量	税額（年額）	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	23,600円	4.5リットル超		6 リットル以下	27,200円	6 リットル超	40,700円	総排気量	税額（年額）	1 リットル以下	29,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	34,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	39,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	45,000円	2.5リットル超		3 リットル以下	51,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	58,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	66,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	76,500円	4.5リットル超		6 リットル以下	88,000円	6 リットル超	111,000円	最大積載量	税額（年額）	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円	最大積載量	税額（年額）	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円
総排気量	税額（年額）																																																																																																								
1 リットル以下	7,500円																																																																																																								
1 リットル超																																																																																																									
1.5リットル以下	8,500円																																																																																																								
1.5リットル超																																																																																																									
2 リットル以下	9,500円																																																																																																								
2 リットル超																																																																																																									
2.5リットル以下	13,800円																																																																																																								
2.5リットル超																																																																																																									
3 リットル以下	15,700円																																																																																																								
3 リットル超																																																																																																									
3.5リットル以下	17,900円																																																																																																								
3.5リットル超																																																																																																									
4 リットル以下	20,500円																																																																																																								
4 リットル超																																																																																																									
4.5リットル以下	23,600円																																																																																																								
4.5リットル超																																																																																																									
6 リットル以下	27,200円																																																																																																								
6 リットル超	40,700円																																																																																																								
総排気量	税額（年額）																																																																																																								
1 リットル以下	29,500円																																																																																																								
1 リットル超																																																																																																									
1.5リットル以下	34,500円																																																																																																								
1.5リットル超																																																																																																									
2 リットル以下	39,500円																																																																																																								
2 リットル超																																																																																																									
2.5リットル以下	45,000円																																																																																																								
2.5リットル超																																																																																																									
3 リットル以下	51,000円																																																																																																								
3 リットル超																																																																																																									
3.5リットル以下	58,000円																																																																																																								
3.5リットル超																																																																																																									
4 リットル以下	66,500円																																																																																																								
4 リットル超																																																																																																									
4.5リットル以下	76,500円																																																																																																								
4.5リットル超																																																																																																									
6 リットル以下	88,000円																																																																																																								
6 リットル超	111,000円																																																																																																								
最大積載量	税額（年額）																																																																																																								
1 トン以下	6,500円																																																																																																								
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																																																																																								
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																																																																																								
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																																																																																								
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																																																																																								
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																																																																																								
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																																																																																								
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																																																																																								
8 トン超	29,500円																																																																																																								
最大積載量	税額（年額）																																																																																																								
1 トン以下	8,000円																																																																																																								
1 トン超 2 トン以下	11,500円																																																																																																								

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	自		2トン超3トン以下 16,000円 3トン超4トン以下 20,500円 4トン超5トン以下 25,500円 5トン超6トン以下 30,000円 6トン超7トン以下 35,000円 7トン超8トン以下 40,500円 8トン超 40,500円 に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 <b>けん引自動車</b> <b>営業用</b> 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 <b>自家用</b> 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円 <b>被けん引自動車</b> <b>営業用</b> 小型自動車 年額3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額) <b>自家用</b> 小型自動車 年額5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)
府	動		
県	通		
税	車		<b>※</b> トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 <b>営業用</b> 総排気量 加算額 1リットル以下 3,700円 1リットル超 1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円 <b>自家用</b> 総排気量 加算額 1リットル以下 5,200円 1リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 <b>3 バス(三輪の小型自動車を除く。)</b> <b>営業用</b> 一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 <b>一般乗合用以外</b> 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円
	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 鉱 区 税	自動車税	40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 探掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			標準税率 100分の1.4
			一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする
	目 的 的 稅	狩 猟 稅	

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	府	県	目 的 税	狩 猎 税
				<p>① 放鳥獵區のみに係る狩獵者の登録 4 分の 1</p> <p>② ①の狩獵者の登録を受けている者が受ける放鳥獵區及び放鳥獵區以外の場所に係る狩獵者の登録 4 分の 3</p> <p>7 平成 20 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に受ける狩獵者の登録で次のいずれかに該当する場合における税率は、1 から 5 の税率に 2 分の 1 を乗じた税率とする</p> <p>① 対象鳥獵捕獲員に係る狩獵者の登録</p> <p>② ①の狩獵者の登録を受けていた者が対象鳥獵捕獲員でなくなった場合において、その者が①の登録に係る狩獵免許と同一の種類の狩獵免許について①の登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩獵者の登録を受けるときにおける狩獵者の登録</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市 町 村 税 税	市 普 町 通 村 民 税 税	<p>個 人</p> <p>1 均等割 (平成26年度課税見込人員60,092千人)</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額（総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成26年度課税標準見込額1,196,526 億円)</p> <p>(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等に ついては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等の 金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額</p> <p>(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額</p>	<p>個 人</p> <p>1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 〔本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額〕</p> <p>2 所得割</p> <p>(イ)</p> <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>標準税率 100分の6</td> </tr> </table> <p>(ロ) • 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の1.8(平成26年度分まで) 100分の3(平成27年度分から) • 課税長期譲渡所得金額 100分の3 〔ただし、 长期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資する ものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 长期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 • 課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 〔ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3〕 • 株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 〔ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(平成26年度分まで) 100分の3(平成27年度分から)〕 • 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3</p> <p>(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6</p>	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	標準税率 100分の6
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	標準税率 100分の6				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税 税	市 普 町 通 村 民 税 税	<p>法 人 1 均等割 (平成26年度納稅義務者見込数3,461千人)</p>	<p>法 人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額 が 1 千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 (ロ) 資本金等の額 が 1 千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 (ハ) 資本金等の額 が 1 千万円を超 え 1 億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人 (ニ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を超 える法人 (ホ) 資本金等の額 が 1 億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人 (ハ) 資本金等の額 が 1 億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 (ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人 (チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 町 通 村 税	市 町 村 民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	(リ) 資本金等の額が 50億円を超えるか つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 制限税率 年額 3,000,000円 標準税率の1.2倍
			2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7 ※ 平成26年10月1日以後に開始する事 業年度からは下記税率を適用 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1
	固定 資 産 税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。 土地及び家屋については、3年ごとに評価替 え)	標準税率 100分の1.4
	交 付 金	国有財産台帳等に記載され又は記録された 固定資産の価格(住宅及び空港等に係るもの についてはこれらの価格に一定の率を乗じ たもの)	一定率 100分の1.4
	軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車 及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を 含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの の又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.6キロ ワットを超えるもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.8キロ ワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもの(総務省令で定める ものを除く。)で、総排気量が0.02リ ットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもので一定 のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 自家用 貨物用 営業用 自家用 3 二輪の小型自動車 制限税率 標準税率の1.5倍
			(イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの の又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ニ)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.6キロ ワットを超えるもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.8キロ ワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもの(総務省令で定める ものを除く。)で、総排気量が0.02リ ットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもので一定 のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 自家用 貨物用 営業用 自家用 3 二輪の小型自動車 制限税率 標準税率の1.5倍
			一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,495円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普通 税	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特別 有 土 地 税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
町 村 税	入 湯 税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
	事業 所 税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
	都 計 画 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
	水 地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 發 地 税	宅地の面積	条例で定める。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,564億円であり、前年度に比し、4,094億円（17.4%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

(単位 億円)

区分	平成25年度 当初見込額 (A)	平成26年 度			比較		(%)
		現行法による 収入 見込額 (B)	税制改正による 増減収見込 額 (C)	改正法による 収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成25年度 当初見込額 に対する增 減収額 (D)-(A)		
				(D)	(D)-(A)		
1 地方揮発油譲与税	2,756	2,708	—	2,708	△ 48	98.3	
2 石油ガス譲与税	110	100	—	100	△ 10	90.9	
3 自動車重量譲与税	2,696	2,622	34	2,656	△ 40	98.5	
4 航空機燃料譲与税	140	145	—	145		5	103.6
5 特別とん譲与税	125	126	—	126		1	100.8
6 地方法人特別譲与税	17,643	22,040	△ 211	21,829	4,186	123.7	
合計	23,470	27,741	△ 177	27,564	4,094	117.4	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

## 3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1,192億円であり、前年度に比し、63億円（5.0%）減少している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため必要な額を計上している。

#### 4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆8,855億円であり、前年度に比し、1,769億円(1.0%)減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成26年度 (A)	平成25年度				増減額	
		当初 (B)	補正	最終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所得税(a)	14,790,000	13,898,000	887,000	14,785,000	892,000	5,000	
酒税(b)	1,341,000	1,347,000	—	1,347,000	△ 6,000	△ 6,000	
小計(a)+(b)(c)	16,131,000	15,245,000	887,000	16,132,000	886,000	△ 1,000	
法人税(d)	10,018,000	8,714,000	1,351,000	10,065,000	1,304,000	△ 47,000	
消費税(e)	15,339,000	10,649,000	—	10,649,000	4,690,000	4,690,000	
たばこ税(f)	922,000	991,000	—	991,000	△ 69,000	△ 69,000	
地方交付税(g)	16,023,245	16,267,153	1,160,798	17,427,951	△ 243,908	△1,404,706	
(1) (c) × 32%	5,161,920	4,878,400	283,840	5,162,240	283,520	△ 320	
(2) (d) × 34%	3,406,120	2,962,760	459,340	3,422,100	443,360	△ 15,980	
(3) (e) × 22.3%	3,420,597	3,141,455	—	3,141,455	279,142	279,142	
(4) (f) × 25%	230,500	247,750	—	247,750	△ 17,250	△ 17,250	
(5) 精算分等	△ 314,524	△ 380,844	417,618	36,774	66,320	△ 351,298	
(6) 法定加算等	864,800	823,100	—	823,100	41,700	41,700	
(7) 地方税収の状況を踏まえた別枠加算	610,000	990,000	—	990,000	△ 380,000	△ 380,000	
(8) 臨時財政対策特例加算額	2,643,832	3,604,532	—	3,604,532	△ 960,700	△ 960,700	
地方法人税(h)	300	—	—	—	300	300	
返還金(i)	13	—	—	—	13	13	
特別会計借入金償還(j)	△ 200,000	△ 100,000	—	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	
借入金等利子充当分(k)	△ 172,900	△ 174,600	—	△ 174,600	1,700	1,700	
剩余金の活用(l)	100,000	200,000	—	200,000	△ 100,000	△ 100,000	
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用(m)	—	650,000	—	650,000	△ 650,000	△ 650,000	
前年度からの繰越金(n)	1,134,864	219,893	—	219,893	914,971	914,971	
翌年度への繰越金(o)	—	—	△1,134,864	△1,134,864	—	1,134,864	
合計(g)～(o)	16,885,523	17,062,446	25,934	17,088,380	△ 176,923	△ 202,857	

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乗じる率について平成25年度は29.5%である。

3 地方税収の状況を踏まえた別枠加算について平成25年度は地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算である。

## 5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、12兆4,491億円であり、前年度に比し、5,988億円(5.1%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(単位 百万円) 増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	9,512,718	9,106,259	406,459
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,532,183	1,487,872	44,311
(2) その他普通補助負担金等	7,980,535	7,618,387	362,148
(ア) 生活保護費負担金	—	2,859,486	△2,859,486
(イ) 生活扶助費等負担金	1,502,386	—	1,502,386
(ウ) 医療扶助費等負担金	1,340,866	—	1,340,866
(エ) 介護扶助費等負担金	76,905	—	76,905
(オ) 児童保護費等負担金	558,186	588,224	△ 30,038
(カ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,154,054	1,069,917	84,137
(キ) 子どものための金銭の給付交付金	1,417,776	1,431,099	△ 13,323
(ク) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	379,745	389,427	△ 9,682
(ケ) その他の補助負担金等	1,550,617	1,280,234	270,383
2 公共事業費補助負担金	2,663,116	2,474,467	188,649
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,624,562	2,436,085	188,477
(2) 災害復旧事業費補助負担金	38,554	38,382	172
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540	27,540	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,000	7,000	0
5 交通安全対策特別交付金	64,475	70,627	△ 6,152
6 電源立地地域対策等交付金	137,417	128,936	8,481
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	31,154	29,884	1,270
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,638	5,625	13
合 計	12,449,058	11,850,338	598,720

## 6 地 方 債

### (1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、10兆5,570億円であり、前年度に比し、5,947億円(5.3%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

**第8表 地方債の事業別内訳**

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
一 般 会 計 債	47,481	46,361	1,120
1 公 共 事 業 等	16,473	16,895	△ 422
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,132	1,162	△ 30
3 災 害 復 旧 事 業	502	435	67
4 教育・福祉施設等整備事業	3,487	3,763	△ 276
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,240	1,285	△ 45
(2) 社 会 福 祉 施 設	379	295	84
(3) 一 般 廃 物 处 理	653	947	△ 294
(4) 一 般 補 助 施 設 等	665	686	△ 21
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	550	550	0
5 一 般 单 独 事 業	20,047	18,634	1,413
(1) 一 般	4,355	4,252	103
(2) 地 域 活 性 化	400	400	0
(3) 防 災 対 策	871	922	△ 51
(4) 地 方 道 路 等	3,221	2,310	911
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	4,550	450
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,610	3,115	495
(1) 辺 地 対 策	377	394	△ 17
(2) 過 疎 対 策	3,233	2,721	512
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	430	457	△ 27
8 行 政 改 革 推 進	1,700	1,800	△ 100
9 調 整	100	100	0
公 営 企 業 債	1,337	1,324	13
1 水 道 事 業 (上水道分)	288	236	52
2 交 通 事 業	432	472	△ 40
3 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	1	2	△ 1
4 病院事業・介護サービス事業	616	614	2
臨 時 財 政 対 策 債	55,952	62,132	△ 6,180
退 職 手 当 債	800	1,700	△ 900
合 計	105,570	111,517	△ 5,947

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成26年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成26年度地方債計画  
(通常収支分)**

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)
<b>一 一 般 会 計 債</b>				
1	公 共 事 業 等	16,473	16,895	△ 422
2	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,132	1,162	△ 30
3	災 害 復 旧 事 業	502	435	67
4	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,487	3,763	△ 276
(1)	学 校 教 育 施 設 等	1,240	1,285	△ 45
(2)	社 会 福 祉 施 設	379	295	84
(3)	一 般 廃 物 处 理	653	947	△ 294
(4)	一 般 補 助 施 設 等	665	686	△ 21
(5)	施 設 (一 般 財 源 化 分)	550	550	0
5	一 般 单 独 事 業	20,047	18,634	1,413
(1)	一 般	4,355	4,252	103
(2)	地 域 活 性 化	400	400	0
(3)	防 災 対 策	871	922	△ 51
(4)	地 方 道 路 等	3,221	2,310	911
(5)	旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0
(6)	緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	4,550	450
6	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	4,010	3,460	550
(1)	辺 地 対 策	410	410	0
(2)	過 疎 対 策	3,600	3,050	550
7	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	430	457	△ 27
8	行 政 改 革 推 進	1,700	1,800	△ 100
9	調 整	100	100	0
	計	47,881	46,706	1,175
<b>二 公 営 企 業 債</b>				
1	水 道 事 業	3,987	3,634	353
2	工 業 用 水 道 事 業	210	250	△ 40
3	交 通 事 業	1,789	1,902	△ 113
4	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	228	195	33
5	港 湾 整 備 事 業	596	506	90
6	病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,123	3,432	691
7	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	449	329	120
8	地 域 開 発 事 業	1,083	1,055	28
9	下 水 道 事 業	11,093	11,774	△ 681
10	觀 光 そ の 他 事 業	110	93	17
	計	23,668	23,170	498
	合 計	71,549	69,876	1,673

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 臨 時 財 政 対 策 債	55,952	62,132	△ 6,180
四 退 職 手 当 債	800	1,700	△ 900
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	( 740)	( 689)	( 51)
総 計	( 740)	( 689)	( 51)
	128,301	133,708	△ 5,407
内 〔普 通 会 計 分	105,570	111,517	△ 5,947
訳 〔公 営 企 業 会 計 等 分	22,731	22,191	540
資 金 区 分			
公 的 資 金	53,504	55,360	△ 1,856
財 政 融 資 資 金	33,333	35,759	△ 2,426
地方公共団体金融機関資金	20,171	19,601	570
(国 の 予 算 等 貸 付 金 )	( 740)	( 689)	( 51)
民 間 等 資 金	74,797	78,348	△ 3,551
市 場 公 募	42,600	44,400	△ 1,800
銀 行 等 引 受	32,197	33,948	△ 1,751

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## **7 使用料及び手数料**

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額16億円を減額計上して、前年度に比し、1,974億円の増加を見込み、1兆5,862億円を計上している。

## **8 雜 収 入**

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、207億円の増加を見込み、4兆59億円を計上している。

## **9 全国防災事業一般財源充当分**

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、全国防災事業一般財源充当分として、113億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

## 二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

### (一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、83兆3,607億円であり、前年度に比し、1兆4,453億円増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I 給与関係経費		203,414	197,479	5,935	3.0
1 給与費(退職手当を除く)		184,632	177,691	6,941	3.9
(ア) 義務教育教職員		56,845	55,627	1,218	2.2
(イ) 警察関係職員		22,841	21,929	912	4.2
(ウ) 消防職員		12,198	11,561	637	5.5
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等		92,748	88,574	4,174	4.7
2 退職手当		18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
3 恩給費		171	201	△ 30	△ 14.9
II 一般行政経費		332,194	318,257	13,937	4.4
1 国庫補助負担金等を伴うもの		173,976	163,919	10,057	6.1
(ア) 生活保護費		38,935	38,126	809	2.1
(イ) 児童保護費		12,958	11,764	1,194	10.1
(ウ) 障害者自立支援給付費		23,081	21,398	1,683	7.9
(エ) 後期高齢者医療給付費		23,547	22,583	964	4.3
(オ) 介護給付費		25,021	23,668	1,353	5.7
(カ) 子どものための金銭の給付交付金		20,366	20,593	△ 227	△ 1.1
(キ) その他の一般行政経費		30,068	25,787	4,281	16.6
2 国庫補助負担金を伴わないもの		139,536	139,993	△ 457	△ 0.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費		15,182	14,345	837	5.8
4 地域の元気創造事業費		3,500	—	3,500	皆増
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費		11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
IV 公債費		130,745	131,078	△ 333	△ 0.3
V 維持補修費		10,357	9,889	468	4.7
VI 投資的経費		110,035	106,698	3,337	3.1
1 直轄事業負担金		5,820	5,874	△ 54	△ 0.9
2 公共事業費		51,936	50,794	1,142	2.2
(ア) 普通建設事業費		51,416	50,271	1,145	2.3
(イ) 災害復旧事業費		520	523	△ 3	△ 0.6
(直轄、補助事業計)		57,756	56,668	1,088	1.9
3 一般事業費		28,508	32,548	△ 4,040	△ 12.4
(ア) 普通建設事業費		28,138	32,178	△ 4,040	△ 12.6
(イ) 災害復旧事業費		370	370	0	0.0

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
4 特別事業費		23,771	17,482	6,289	36.0
(ア) 過疎対策事業費		9,794	8,450	1,344	15.9
(イ) 地域活性化事業費		475	475	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費		6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費		948	1,003	△ 55	△ 5.5
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)		952	952	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費		5,000	—	5,000	皆増
(地方単独事業計)		52,279	50,030	2,249	4.5
VII 給与の臨時特例対応分		—	7,550	△ 7,550	皆減
1 緊急防災・減災事業費		—	4,550	△ 4,550	皆減
2 地域の元気づくり事業費		—	3,000	△ 3,000	皆減
VIII 公営企業繰出金		25,612	25,753	△ 141	△ 0.5
1 収益勘定繰出金		12,268	12,529	△ 261	△ 2.1
2 資本勘定繰出金		13,344	13,224	120	0.9
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費		9,300	7,500	1,800	24.0
歳出合計		833,607	819,154	14,453	1.8

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	(単位 億円)	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	5,935	5,480	II 一般行政経費	13,937	9,556
1 給与費 (退職手当を除く)	6,941	6,486	1 国庫補助負担金等を伴うもの	10,057	5,676
(ア) 給与削減措置の復元	8,359	7,714	(ア) 生活保護費	809	202
(イ) 給与改定による増減	△ 23	△ 23	(イ) 児童保護費	1,194	597
(ウ) 昇給等による増減	△ 734	△ 635	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,683	841
(エ) 級別職員構成是正による増減	△ 70	△ 70	(エ) 後期高齢者医療給付費	964	964
(オ) 職員数による増減	△ 943	△ 867	(オ) 介護給付費	1,353	1,352
(カ) 特別職の給与改定等による増減	△ 37	△ 37	(カ) 子どものための金銭の給付交付金	△ 227	△ 94
(キ) その他	389	404	(キ) その他の一般行政経費	4,281	1,814
(ア) 共済組合負担金の改定による増減	△ 294	△ 294	2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 457	△ 457
(ブ) 再任用短時間勤務職員による増減	293	293	(ア) 一般行政経費	43	43
(シ) その他	390	405	(イ) 追加財政需要	△ 500	△ 500
2 退職手当	△ 976	△ 976	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	837	837
(ア) 制度改正による増減	△ 1,024	△ 1,024	4 地域の元気創造事業費	3,500	3,500
(イ) その他	48	48	III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	△ 3,000	△ 3,000
3 恩給費	△ 30	△ 30	IV 公債費	△ 333	△ 333
			V 維持修繕費	468	468
			VI 投資的経費	3,337	1,450
			1 直轄事業負担金	△ 54	△ 54

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
(ア) 治山治水	37	37	4 特別事業費	6,289	6,289
(イ) 道路整備	90	90	(ア) 過疎対策事業費	1,344	1,344
(ウ) 農業農村整備	△ 1	△ 1	(イ) 地域活性化事業費	0	0
(エ) その他	△ 180	△ 180	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
2 公共事業費	1,142	△ 745	(エ) 防災対策事業費	△ 55	△ 55
(ア) 普通建設事業費	1,145	△ 740	(オ) 施設整備事業費	0	0
(a) 治水治山	△ 37	△ 16	(一般財源化分)		
(b) 道路整備	54	26	(ア) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000
(c) 港湾空港鉄道等	△ 46	△ 30	(地方単独事業計)	2,249	2,249
(d) 住宅都市環境	230	95	VII 給与の臨時特例対応分	△ 7,550	△ 7,550
(e) 生活環境施設整備	172	105	1 緊急防災・減災事業費	△ 4,550	△ 4,550
(f) 農林水産基盤整備	△ 394	△ 204	2 地域の元気づくり事業費	△ 3,000	△ 3,000
(g) 社会資本総合整備	526	108	VIII 公営企業繰出金	△ 141	△ 141
(h) 推進費等	△ 143	△ 83	1 収益勘定繰出金	△ 261	△ 261
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 71	2 資本勘定繰出金	120	120
(j) その他	783	△ 670	IX 地方交付税の不交付	1,800	1,800
(イ) 災害復旧事業費	△ 3	△ 5	団体における平均水準を超える必要経費		
(直轄、補助事業計)	1,088	△ 799			
3 一般事業費	△ 4,040	△ 4,040	歳出増減額の合計	14,453	7,730
(ア) 普通建設事業費	△ 4,040	△ 4,040			
(イ) 災害復旧事業費	0	0			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 給与関係経費	203,414	24.4	197,479	24.1
2 一般行政経費	332,194	39.9	318,257	38.9
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	1.4	14,950	1.8
4 公債費	130,745	15.7	131,078	16.0
5 維持補修費	10,357	1.2	9,889	1.2
6 投資的経費	110,035	13.2	106,698	13.0
7 給与の臨時特例対応分	—	—	7,550	0.9
8 公営企業繰出金	25,612	3.1	25,753	3.2
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	9,300	1.1	7,500	0.9
歳出合計	833,607	100.0	819,154	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	18兆6,815億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	12兆3,866億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられる地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
4,696億円	3兆4,206億円	3兆8,902億円

## (二) 歳出の概要

### 1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,414億円であり、前年度に比し、5,935億円(3.0%)増加している。地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、12,962人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置が、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了するものとされ、平成26年度の地方公務員給与に関して減額要請を新たに行うこととは予定していないことから、平成25年度の地方公務員給与の削減を復元した上で、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

#### (1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は、18兆4,632億円であり、前年度に比し、6,941億円(3.9%)増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

##### ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,845億円となり、前年度に比し、1,218億円増加している。

##### イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は、2兆2,841億円であり、前年度に比し、912億円増加している。

##### ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は、1兆2,198億円であり、前年度に比し、637億円増加している。

##### エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆2,748億円であり、前年度に比し、4,174億円増加している。

#### (2) 退職手当

退職手当の総額は、1兆8,611億円であり、退職給付水準の引下げを内容とする国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様に退職手当の引下げを見込んだこと等により前年度に比し、976億円(5.0%)減少している。

#### (3) 恩給費

恩給費の総額は171億円であり、前年度に比し、30億円(14.9%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	平成25年度 計画人員	増減数	(単位 人) 平成26年度 計画人員
1 義務教育教職員	701,700	△ 3,639	698,061
(1) 小学校教職員	416,651	△ 3,055	413,596
(2) 中学校教職員	242,639	△ 1,137	241,502
(3) 特別支援学校教職員	42,410	553	42,963
2 非義務教育教員	237,062	254	237,316
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	211,875	951	212,826
(2) 大学教員	2,182	△ 719	1,463
(3) 幼稚園教員	23,005	22	23,027
3 警察官	252,080	—	252,080
4 消防職員	158,327	—	158,327
5 一般職員	977,970	△ 9,577	968,393
(1) 高校事務職員等	33,618	△ 103	33,515
(2) 警察事務職員	24,357	△ 51	24,306
(3) その他一般職員	916,859	△ 9,411	907,448
うち民間委託等推進分		△ 2,287	
(4) 補助職員等	3,136	△ 12	3,124
合計	2,327,139	△ 12,962	2,314,177

## 2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、33兆2,194億円であり、前年度に比し、1兆3,937億円（4.4%）増加している。

### (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、17兆3,976億円であり、前年度に比し、1兆57億円（6.1%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
<b>(内閣府所管)</b>										
都道府県警察費補助金	31,001	26,557	57,558	30,161	25,856	56,017	840	701	1,541	
保育緊急確保事業費補助金	104,337	126,376	230,713	—	—	—	104,337	126,376	230,713	
その他	51,595	6,545	58,140	32,942	5,521	38,463	18,653	1,024	19,677	
内閣府計	186,933	159,478	346,411	63,103	31,377	94,480	123,830	128,101	251,931	
<b>(総務省所管)</b>										
市町村合併体制整備費補助金	2,213	—	2,213	3,081	—	3,081	△ 868	—	△ 868	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,897	4,897	9,794	4,896	4,896	9,792	1	1	2	
その他	54,163	7,040	61,203	67,445	1,075	68,520	△13,282	5,965	△ 7,317	
総務省計	61,273	11,937	73,210	75,422	5,971	81,393	△14,149	5,966	△ 8,183	
<b>(法務省所管)</b>										
人権啓発活動等委託費等	2,018	—	2,018	2,040	—	2,040	△ 22	—	△ 22	
<b>(文部科学省所管)</b>										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,133	6,133	12,266	5,540	5,540	11,080	593	593	1,186	
幼稚園就園奨励費補助金	33,905	70,873	104,778	23,538	49,218	72,756	10,367	21,655	32,022	
私立高等学校等経常費助成費補助金	101,327	—	101,327	99,583	—	99,583	1,744	—	1,744	
高等学校等就学支援金交付金	222,022	—	222,022	154,919	—	154,919	67,103	—	67,103	
その他	10,202	62,452	72,654	49,675	50,129	99,804	△39,473	12,323	△27,150	
文部科学省計	373,589	139,458	513,047	333,255	104,887	438,142	40,334	34,571	74,905	
<b>(厚生労働省所管)</b>										
保健事業費等補助金	26,111	24,477	50,588	29,683	28,183	57,866	△ 3,572	△ 3,706	△ 7,278	
結核医療費負担金	3,604	1,394	4,998	3,033	1,186	4,219	571	208	779	
精神保健費等負担金	7,452	3,972	11,424	8,377	4,144	12,521	△ 925	△ 172	△ 1,097	
生活保護費負担金	—	—	—	2,859,486	953,162	3,812,648	△2,859,486	△953,162	△3,812,648	
生活扶助費等負担金	1,502,386	500,761	2,003,147	—	—	—	1,502,386	500,761	2,003,147	
医療扶助費等負担金	1,340,866	446,955	1,787,821	—	—	—	1,340,866	446,955	1,787,821	
介護扶助費等負担金	76,905	25,635	102,540	—	—	—	76,905	25,635	102,540	
身体障害者保護費負担金	1,656	1,624	3,280	1,669	1,578	3,247	△ 13	46	33	
障害者自立支援給付費等負担金	1,154,054	1,154,054	2,308,108	1,069,917	1,069,917	2,139,834	84,137	84,137	168,274	
後期高齢者医療給付費負担金	—	2,354,666	2,354,666	—	2,258,252	2,258,252	—	96,414	96,414	
介護給付費負担金	—	2,502,062	2,502,062	—	2,366,839	2,366,839	—	135,223	135,223	
在宅福祉事業費補助金	2,807	5,095	7,902	2,913	5,234	8,147	△ 106	△ 139	△ 245	
児童保護費等負担金	558,186	558,186	1,116,372	588,224	588,224	1,176,448	△ 30,038	△ 30,038	△ 60,076	
子どものための金銭の給付交付金	1,417,776	618,833	2,036,609	1,431,099	628,218	2,059,317	△ 13,323	△ 9,385	△ 22,708	
児童扶養手当給付費負担金	173,559	347,118	520,677	177,162	354,323	531,485	△ 3,603	△ 7,205	△ 10,808	
保険基盤安定等負担金	49,079	134,373	183,452	48,652	128,235	176,887	427	6,138	6,565	
職業転換訓練費負担金	1,729	1,729	3,458	1,806	1,806	3,612	△ 77	△ 77	△ 154	
その他	672,270	587,141	1,259,411	502,209	487,839	990,048	170,061	99,302	269,363	
厚生労働省計	6,988,440	9,268,075	16,256,515	6,724,230	8,877,140	15,601,370	264,210	390,935	655,145	

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
<b>(農林水産省所管)</b>									
農地保有合理化促進対策費補助金	—	—	—	412	280	692	△	412	△ 280 △ 692
家畜伝染病予防費負担金	2,308	1,772	4,080	2,308	1,772	4,080	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	28,474	—	28,474	28,463	—	28,463	11	—	11
その他の	65,730	9,371	75,101	35,011	3,722	38,733	30,719	5,649	36,368
農林水産省計	96,512	11,143	107,655	66,194	5,774	71,968	30,318	5,369	35,687
<b>(経済産業省所管)</b>									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	3,155	3,054	6,209	3,186	3,078	6,264	△	31	△ 24 △ 55
その他の	16,111	693	16,804	34,417	2,404	36,821	△18,306	△ 1,711	△20,017
経済産業省計	19,266	3,747	23,013	37,603	5,482	43,085	△18,337	△ 1,735	△20,072
<b>(国土交通省所管)</b>									
地籍調査費負担金	10,631	10,631	21,262	10,391	10,391	20,782	240	240	480
その他の	11,535	9,448	20,983	9,778	8,047	17,825	1,757	1,401	3,158
国土交通省計	22,166	20,079	42,245	20,169	18,438	38,607	1,997	1,641	3,638
<b>(環境省所管)</b>									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	52,310	8,650	60,960	41,153	5,930	47,083	11,157	2,720	13,877
<b>(防衛省所管)</b>									
募集事務地方公共団体委託費等	149	—	149	128	—	128	21	—	21
合計	7,802,656	9,622,567	17,425,223	7,363,297	9,054,999	16,418,296	439,359	567,568	1,006,927
補助職員等の組替えによる減	△ 27,595	—	△ 27,595	△ 26,438	—	△ 26,438	△ 1,157	—	△ 1,157
再計	7,775,061	9,622,567	17,397,628	7,336,859	9,054,999	16,391,858	438,202	567,568	1,005,770

## (2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆9,536億円であり、前年度に比し、457億円(0.3%) 減少している。なお、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出として919億円を減額計上している。

また、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

## (3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,656億円、都道府県調整交付金6,900億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,626億円を合算した1兆5,182億円であり、前年度に比し、837億円（5.8%）増加している。

#### (4) 地域の元気創造事業費

地域経済活性化に取り組むために必要な経費について、3,500億円を計上している。

### 3 地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費は、前年度に比し、3,000億円（20.1%）の減少を見込み、1兆1,950億円を計上している。

### 4 公 債 費

地方債の元利償還金は、13兆745億円（元金償還金11兆619億円、利払費2兆126億円）であり、前年度に比し、333億円（0.3%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成26年度末の地方債現在高は144兆6,459億円と見込まれ、前年度末に比し、4,018億円（0.3%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

（単位 億円）

平成26年度償還金(A)			平成25年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
110,619	20,126	130,745	109,550	21,528	131,078	1,069	△1,402	△333

（参考表）

地 方 債 見 込 現 在 高

（単位 億円）

平成25年度 末 現 在 高	平 成 26 年 度			平成26年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額	償 返 額	(C)		
1,450,477		107,008	111,026	1,446,459	△4,018

（注）東日本大震災分の地方債を含む。

### 5 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆357億円であり、前年度に比し、468億円（4.7%）増加している。

## 6 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆35億円であり、前年度に比し、3,337億円（3.1%）増加している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆2,279億円を計上しており、前年度に比し、2,249億円（4.5%）増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

### (1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,820億円であり、前年度に比し、54億円（0.9%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

### (2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,936億円であり、前年度に比し、1,142億円（2.2%）増加している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,416億円で、前年度に比し、1,145億円（2.3%）増加しており、災害復旧事業費は、520億円で、前年度に比し、3億円（0.6%）減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直轄事業

区	分	国庫負担額	年 度		(A) 計
			平成26	年度	
1 治河砂ダ	水川防ム	566,298 348,593 71,071 146,634	123,913 76,870 23,287 23,756	17,856	708,067 425,463 94,358 188,246
2 治	山	25,225	2,960	—	28,185
3 海	岸	18,930	5,909	—	24,839
農運建	林輸設	2,425 7,194 9,311	859 2,488 2,562	—	3,284 9,682 11,873
4 道路整	備	1,270,323	301,792	—	1,572,115
5 港	湾	103,531	50,178	951	154,660
6 空	港	105,278	6,422	—	111,700
7 都市環	境	18,878	1,602	—	20,480
8 農業農村整備	盤	110,640	16,162	—	126,802
9 森林水産基	連	14,422	4,069	—	18,491
10 災害関	連	3,792	1,305	—	5,097
11 災害復	旧	7,890	3,721	32	11,643
河川	等	6,519	3,135	32	9,686
港	湾	407	184	—	591
道	路	707	330	—	1,037
山林施設	等	257	72	—	329
12 推進費等		14,037	3,557	—	17,594
計	(a)	2,259,244	521,590	18,839	2,799,673
既往年度における農業農村整備負担金等		—	60,409	—	60,409
総計 (計画計上分)		2,259,244	581,999	18,839	2,860,082

## (参考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況	(b)	9,376	8,375	2,113	19,864
(a) + (b)		2,268,620	529,965	20,952	2,819,537

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。  
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設  
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 内 訳

(単位 百万円)

平 成 25	年 度	(B)	計	増		減		額	(A) - (B)	計
				国庫負担額	地方負担額	団体負担額	国庫負担額	地方負担額		
567,271	120,197	22,224	709,692	△	973		3,716	△	4,368	△ 1,625
354,340	75,877	—	430,217	△	5,747		993	—	—	△ 4,754
67,984	21,744	—	89,728		3,087		1,543	—	—	4,630
144,947	22,576	22,224	189,747		1,687		1,180	△	4,368	△ 1,501
25,119	2,931	—	28,050		106		29	—	—	135
18,535	5,619	—	24,154		395		290	—	—	685
2,400	822	—	3,222		25		37	—	—	62
7,180	2,197	—	9,377		14		291	—	—	305
8,955	2,600	—	11,555		356	△	38	—	—	318
1,202,454	292,798	—	1,495,252		67,869		8,994	—	—	76,863
141,011	48,861	410	190,282	△	37,480		1,317		541	△ 35,622
70,051	2,054	—	72,105		35,227		4,368	—	—	39,595
18,519	1,732	—	20,251		359	△	130	—	—	229
107,093	16,224	—	123,317		3,547	△	62	—	—	3,485
11,524	3,223	—	14,747		2,898		846	—	—	3,744
2,974	1,305	—	4,279		818		0	—	—	818
7,743	3,630	27	11,400		147		91	5	—	243
6,350	3,044	27	9,421		169		91	5	—	265
429	184	—	613	△	22		0	—	△	22
707	330	—	1,037		0		0	—	—	0
257	72	—	329		0		0	—	—	0
14,008	7,419	—	21,427		29	△	3,862	—	△	3,833
2,186,302	505,993	22,661	2,714,956		72,942		15,597	△	3,822	84,717
—	81,410	—	81,410		—	△	21,001	—	△	21,001
2,186,302	587,403	22,661	2,796,366		72,942	△	5,404	△	3,822	63,716
12,194	8,682	2,050	22,926	△	2,818	△	307	63	△	3,062
2,198,496	514,675	24,711	2,737,882		70,124		15,290	△	3,759	81,655

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
1 一般公共										
(1) 治水治山	68,216	68,490	136,706	70,256	70,110	140,366	△ 2,040	△ 1,620	△ 3,660	
(2) 道路整備	59,507	47,477	106,984	56,736	44,857	101,593	2,771	2,620	5,391	
(3) 港湾空港鉄道等	20,104	64,016	84,120	21,631	67,048	88,679	△ 1,527	△ 3,032	△ 4,559	
(4) 住宅都市環境	24,878	24,928	49,806	11,414	15,432	26,846	13,464	9,496	22,960	
(5) 生活環境施設整備	45,907	78,692	124,599	39,235	68,214	107,449	6,672	10,478	17,150	
(6) 農林水産基盤整備	259,363	193,753	453,116	278,346	214,176	492,522	△18,983	△20,423	△39,406	
(7) 社会資本総合整備	1,521,827	1,717,435	3,239,262	1,480,053	1,706,614	3,186,667	41,774	10,821	52,595	
(8) 推進費等	54,705	55,389	110,094	60,730	63,647	124,377	△ 6,025	△ 8,258	△14,283	
(9) 災害関連	13,118	8,962	22,080	13,580	9,273	22,853	△ 462	△ 311	△ 773	
小計	2,067,625	2,259,142	4,326,767	2,031,981	2,259,371	4,291,352	35,644	△ 229	35,415	
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額							41,790	△41,790	—	
計 (a)	2,109,415	2,217,352	4,326,767	2,066,621	2,224,731	4,291,352	42,794	△ 7,379	35,415	
2 その他公共										
(1) 文教施設	84,454	83,817	168,271	73,395	85,444	158,839	11,059	△ 1,627	9,432	
(2) 厚生労働施設	149,365	84,441	233,806	23,333	85,032	108,365	126,032	△ 591	125,441	
(3) 小笠原諸島振興開発事業	955	679	1,634	862	709	1,571	93	△ 30	63	
(4) 防衛施設運営等関連施設	42,790	14,026	56,816	43,600	13,398	56,998	△ 810	628	△ 182	
(5) 都道府県警察施設	24,017	24,017	48,034	24,264	24,263	48,527	△ 247	△ 246	△ 493	
(6) 消防施設等	1,619	2,516	4,135	1,904	2,393	4,297	△ 285	123	△ 162	
(7) 過疎地域集落整備事業	201	281	482	203	284	487	△ 2	△ 3	△ 5	
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0	
(9) 離島振興特別事業	—	—	—	701	801	1,502	△ 701	△ 801	△ 1,502	
(10) 農村振興対策事業	18,174	5,270	23,444	16,338	6,164	22,502	1,836	△ 894	942	
(11) その他	193,476	84,676	278,152	184,754	147,847	332,601	8,722	△63,171	△54,449	
小計	515,095	299,738	814,833	369,398	366,350	735,748	145,697	△66,612	79,085	
(12) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	52	△ 52	—	66	△ 66	—	△ 14	14	—	
計 (b)	515,147	299,686	814,833	369,464	366,284	735,748	145,683	△66,598	79,085	
合計(a)+(b) (c)	2,624,562	2,517,038	5,141,600	2,436,085	2,591,015	5,027,100	188,477	△73,977	114,500	

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
<b>3 災害復旧事業</b>									
(1) 一般公共	38,217	13,273	51,490	38,055	13,755	51,810	162	△ 482	△ 320
(2) 文教施設	337	168	505	327	164	491	10	4	14
計 (d)	38,554	13,441	51,995	38,382	13,919	52,301	172	△ 478	△ 306
総計 (c) + (d)	2,663,116	2,530,479	5,193,595	2,474,467	2,604,934	5,079,401	188,649	△74,455	114,194

### (3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆8,508億円を計上しており、前年度に比し、4,040億円（12.4%）減少している。

#### ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆8,138億円を計上している。

#### イ 災害復旧事業費

平成25年発生災害及び現年発生災害に係る平成26年度における復旧事業費として370億円を計上している。

### (4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は、2兆3,771億円を計上しており、前年度に比し、6,289億円（36.0%）増加している。

#### ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として9,794億円を計上している。

#### イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創出に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に係る事業を実施するため、地域活性化事業費として475億円を計上している。

#### ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

#### エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

#### オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として952億円を計上している。

## 力 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

## 7 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,612億円であり、前年度に比し、141億円（0.5%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆6,132億円であり、前年度に比し、244億円（1.5%）減少している。

### (1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆2,268億円であり、前年度に比し、261億円（2.1%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減額(A)-(B)		
1 水道事業		259	263	△	4	
2 交通事業		193	251	△	58	
3 病院事業		4,880	4,877		3	
4 下水道事業		5,919	6,175	△	256	
5 その他の事業		1,017	963		54	
合	計	12,268	12,529	△	261	

### (2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,344億円であり、前年度に比し、120億円（0.9%）増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減額(A)-(B)		
1 水道事業		646	624		22	
2 交通事業		517	499		18	
3 病院事業		2,383	2,352		31	
4 下水道事業		9,325	9,245		80	
5 その他の事業		473	504	△	31	
合	計	13,344	13,224		120	

## **8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費**

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1,800億円（24.0%）の増加を見込み、9,300億円を計上している。

### **(三) 国庫支出金に基づく経費の総額**

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、28兆8,287億円であり、前年度に比し、1兆1,859億円（4.3%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で23兆6,351億円（前年度比1兆717億円、4.7%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,416億円（前年度比1,145億円、2.3%増）、災害復旧事業費で520億円（前年度比3億円、0.6%減）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)	
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計		
<b>A 普通補助負担金等 関係</b>											
1 内閣府所管	186,933	159,478	346,411	63,103	31,377	94,480	123,830	128,101	251,931		
2 総務省所管	61,273	11,937	73,210	75,422	5,971	81,393	△14,149	5,966	△ 8,183		
3 法務省所管	2,018	—	2,018	2,040	—	2,040	△ 22	—	△ 22		
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6 文部科学省所管	373,589	139,458	513,047	333,255	104,887	438,142	40,334	34,571	74,905		
7 厚生労働省所管	6,988,440	9,268,075	16,256,515	6,724,230	8,877,140	15,601,370	264,210	390,935	655,145		
8 農林水産省所管	96,512	11,143	107,655	66,194	5,774	71,968	30,318	5,369	35,687		
9 経済産業省所管	19,266	3,747	23,013	37,603	5,482	43,085	△18,337	△1,735	△20,072		
10 国土交通省所管	22,166	20,079	42,245	20,169	18,438	38,607	1,997	1,641	3,638		
11 環境省所管	52,310	8,650	60,960	41,153	5,930	47,083	11,157	2,720	13,877		
12 防衛省所管	149	—	149	128	—	128	21	—	21		
小計(1~12)	7,802,656	9,622,567	17,425,223	7,363,297	9,054,999	16,418,296	439,359	567,568	1,006,927		
13 義務教育職員給与費	1,532,183	4,677,687	6,209,870	1,487,872	4,657,252	6,145,124	44,311	20,435	64,746		
計(1~13)	9,334,839	14,300,254	23,635,093	8,851,169	13,712,251	22,563,420	483,670	588,003	1,071,673		
<b>B 公共事業費補助負担金関係</b>											
1 普通建設事業費	2,624,562	2,517,038	5,141,600	2,436,085	2,591,015	5,027,100	188,477	△ 73,977	114,500		
2 災害復旧	38,554	13,441	51,995	38,382	13,919	52,301	172	△ 478	△ 306		
計(1~2)	2,663,116	2,530,479	5,193,595	2,474,467	2,604,934	5,079,401	188,649	△ 74,455	114,194		
総計(A+B)	11,997,955	16,830,733	28,828,688	11,325,636	16,317,185	27,642,821	672,319	513,548	1,185,867		

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び  
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区分	分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円)	
				計	計
地方財政法第10条関係経費		8,468,326	11,880,791		20,349,117
地方財政法第10条の2関係経費		718,766	571,743		1,290,509
地方財政法第10条の3関係経費		38,811	12,801		51,612
地方財政法第34条関係経費		1	—		1
総計		9,225,904	12,465,335		21,691,239

## 2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,532,183	3,064,366	4,596,549
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	52,848	46,583	99,431
4	生活保護に要する経費	2,920,157	973,351	3,893,509
5	感染症の予防に要する経費	4,995	2,783	7,778
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,099	1,099	2,199
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	142,554	137,768	280,322
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	404,474	404,474	808,948
10	婦人相談所に要する経費	933	933	1,866
11	知的障害者の援護に要する経費	613,462	613,462	1,226,924
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	2,354,666	2,354,666
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	64,200	2,566,261	2,630,461
14	児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかるつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	649,039	649,039	1,298,079
15	児童手当に要する経費	1,417,776	618,833	2,036,609
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	49,338	64,877	114,215
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,153	290	1,443
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	37,912	12,637	50,549
19	児童扶養手当に要する経費	173,559	347,118	520,677
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	1,983	1,983	3,966
21	家畜伝染病予防に要する経費	2,308	1,772	4,080
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	202	202	404

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病害虫等の防除に要する経費	677	661	1,338
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,631	10,631	21,261
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	6,133	6,133	12,266
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	868	868	1,736
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	—	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	86	—	86
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	379,745	—	379,745
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—
	計	8,468,326	11,880,791	20,349,117
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	718,766	571,743	1,290,509
	計	718,766	571,743	1,290,509
10の3 1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3~9	災害復旧事業に要する経費	38,471	12,461	50,932
	計	38,811	12,801	51,612
34	引揚者への援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

## 第二 東日本大震災分



## (復旧・復興事業)

### 一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

#### (一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1兆9,617億円であり、前年度に比し、3,730億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

**第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額**

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増 減 率 (%)	
I 震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△	7.7
II 国庫支出金	13,353	16,895	△ 3,542	△	21.0
III 地方債	455	233	222		95.3
IV 雑収入	86	21	65		309.5
歳入合計	19,617	23,347	△ 3,730	△	16.0

**第2表 歳入の構成比**

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 震災復興特別交付税	5,723	29.2	6,198	26.5
2 国庫支出金	13,353	68.1	16,895	72.4
3 地方債	455	2.3	233	1.0
4 雑収入	86	0.4	21	0.1
歳入合計	19,617	100.0	23,347	100.0

#### (二) 歳入の概要

##### 1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、5,723億円であり、前年度に比し、475億円（7.7%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成26年度 (A)	平成25年度				増減額	
		当初 (B)	補正	最終	(C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
当該年度震災復興特別交付税の加算 (a)	572,332	605,302	57,427	662,730	△ 32,970	△ 90,397	
前年度からの年度調整分 (b)	—	14,500	—	14,500	△ 14,500	△ 14,500	
合計(a)～(b)	572,332	619,802	57,427	677,230	△ 47,470	△ 104,897	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

## 2 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1兆3,353億円であり、前年度に比し、3,542億円（21.0%）減少している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)
1 災害救助費等負担金		43,990	52,948	△ 8,958
2 災害等廃棄物処理事業費補助金		21,223	118,366	△ 97,143
3 河川等災害復旧事業費補助		195,321	199,535	△ 4,214
4 社会資本整備総合交付金		76,306	44,111	32,195
5 循環型社会形成推進交付金		10,231	8,194	2,037
6 東日本大震災復興交付金		324,908	561,606	△ 236,698
7 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		139,386	202,936	△ 63,550
8 中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金		22,066	25,006	△ 2,940
9 福島再生加速化交付金		108,761	—	108,761
10 その他	合計	393,152	476,827	△ 83,675
		1,335,344	1,689,529	△ 354,185

### 3 地 方 債

#### (1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、455億円であり、前年度に比し、222億円（95.3%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

**第5表 地方債の事業別内訳**

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A)-(B)
一 般 会 計 債		455	233	222
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		440	233	207
2 一 般 单 独 事 業		15	—	15
一 般		15	—	15
合 計		455	233	222

#### (2) 地方債計画

平成26年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成26年度地方債計画  
(東日本大震災分)**

#### 復旧・復興事業

区 分		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A)-(B)
一 一 般 会 計 債				
1 公 営 住 宅 建 設 事 業		440	233	207
2 災 害 復 旧 事 業		42	54	△ 12
3 一 般 单 独 事 業		15	—	15
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業		2	5	△ 3
2 病院事業・介護サービス事業		5	5	0
3 市 場 事 業 ・ と畜場事 業		4	2	2
4 下 水 道 事 業		20	18	2
三 被 災 施 設 借 換 債		15	50	△ 35
四 特定被災地方公共団体借換債		—	1,830	△ 1,830
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		( 30 )	( — )	( 30 )
総 計		( 30 )	( — )	( 30 )
内訳	普 通 会 計 分	455	233	222
	公 営 企 業 会 計 等 分	( — )	( 280 )	( △ 280 )
		88	1,684	△ 1,596

資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	369	231		138
地方公共団体金融機関資金 (国の予算等貸付金)	174 ( 30)	1,966 ( -)	△	1,792 ( 30)

#### その他同意等の見込まれる項目

- 1 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 2 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

#### (備考)

- 1 国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の( )書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

#### 4 雜 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を86億円計上している。

## 二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

### (一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1兆9,617億円であり、前年度に比し、3,730億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増減率 (%)	
I 給与関係経費		117	121	△ 4	△	3.3
II 一般行政経費		5,350	6,829	△ 1,479	△	21.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの		3,779	5,283	△ 1,504	△	28.5
2 国庫補助負担金を伴わないもの		1,571	1,546	25		1.6
III 公債費		85	18	67		372.2
IV 投資的経費		13,905	16,255	△ 2,350	△	14.5
1 直轄事業負担金		536	534	2		0.4
2 公共事業費		12,989	15,211	△ 2,222	△	14.6
3 一般事業費		380	510	△ 130	△	25.5
V 公営企業繰出金		160	124	36		29.0
歳出合計		19,617	23,347	△ 3,730	△	16.0

第7表 岁出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額		(単位 億円)
	総額	地方費		総額	地方費	
I 給与関係経費	△ 4	△ 5	III 公債費	67	67	
1 職員数による増減	△ 8	△ 8	VI 投資的経費	△ 2,350	△ 272	
2 その他	4	3	1 直轄事業負担金	2	2	
II 一般行政経費	△ 1,479	△ 16	2 公共事業費	△ 2,222	△ 144	
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 1,504	△ 41	3 一般事業費	△ 130	△ 130	
2 国庫補助負担金を伴わないもの	25	25	V 公営企業繰出金	36	36	
歳出増減額の合計				△ 3,730	△ 190	

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成26年度		平成25年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 納入金	117	0.6	121	0.5
2 一般行政経費	5,350	27.3	6,829	29.3
3 公債費	85	0.4	18	0.1
4 投資的経費	13,905	70.9	16,255	69.6
5 公営企業繰出金	160	0.8	124	0.5
歳出合計	19,617	100.0	23,347	100.0

## (二) 歳出の概要

### 1 納入金

納入金の総額は、117億円であり、前年度に比し、4億円(3.3%)減少している。

納入金の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度と同数の1,000人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、80億円となり、前年度に比し、2億円増加している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し90人減員の450人を見込むことにより、37億円となり、前年度に比し、6億円減少している。

### 2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、5,350億円であり、前年度に比し、1,479億円(21.7%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、3,779億円であり、前年度に比し、1,504億円(28.5%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
災害等廃棄物処理事業費補助金	21,223	2,358	23,581	118,366	17,073	135,439	△97,143	△14,715	△111,858	
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	139,386	—	139,386	202,936	—	202,936	△63,550	—	△63,550	
中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金	22,066	10,982	33,048	25,006	12,503	37,509	△2,940	△1,521	△4,461	
災害救助費等負担金	43,990	14,779	58,769	52,948	8,391	61,339	△8,958	6,388	△2,570	
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	14,801	9,534	24,335	565	—	565	14,236	9,534	23,770	
その他	79,154	19,584	98,738	67,167	23,349	90,516	11,987	△3,765	8,222	
合 計	320,620	57,237	377,857	466,988	61,316	528,304	△146,368	△4,079	△150,447	

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、1,571億円であり、前年度に比し、25億円(1.6%)増加している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分662億円、条例減免分100億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分157億円を合算した919億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壤等の除染に要する経費等652億円を計上している。

### 3 公 債 費

地方債の元利償還金は、85億円（元金償還金45億円、利払費40億円）であり、前年度に比し、67億円(372.2%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

平成26年度償還金(A)			平成25年度償還金(B)			増減額(A)-(B)			(単位 億円)
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	
45	40	85	—	18	18	45	22	67	

### 4 投資的経費

投資的経費の総額は、1兆3,905億円であり、前年度に比し、2,350億円(14.5%)減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は536億円であり、前年度に比し、2億円(0.4%)

増加している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

## (2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1兆2,989億円であり、前年度に比し、2,222億円（14.6%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

## (3) 一般事業費

一般事業費は、380億円を計上しており、前年度に比し、130億円（25.5%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	4,147	2,073	6,220	4,385	1,816	6,201	△ 238	257	19
地 域 連 携 道 路 事 業 費	124,400	35,600	160,000	124,400	35,600	160,000	—	—	—
港 湾 改 修 費	15,805	10,961	26,766	14,617	9,758	24,375	1,188	1,203	2,391
河 川 等 災 害 復 旧 費	20,092	621	20,713	18,572	563	19,135	1,520	58	1,578
そ の 他	68,614	4,310	72,924	58,509	5,613	64,122	10,105	△ 1,303	8,802
合 計	233,058	53,565	286,623	220,483	53,350	273,833	12,575	215	12,790

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
	補 助 負 担 額 等	負 担 額		補 助 負 担 額 等	負 担 額		補 助 負 担 額 等	負 担 額	
循環型社会形成推進交付金	10,231	15,048	25,279	8,194	12,103	20,297	2,037	2,945	4,982
社会資本整備総合交付金	76,306	66,231	142,537	44,111	37,894	82,005	32,195	28,337	60,532
東日本大震災復興交付金	324,908	74,357	399,265	561,606	135,072	696,678	△236,698	△60,715	△297,413
河川等災害復旧事業費補助	195,321	12,122	207,443	199,535	12,249	211,784	△4,214	△ 127	△4,341
福島再生加速化交付金	108,761	26,837	135,598	—	—	—	108,761	26,837	135,598
そ の 他	297,051	91,735	388,786	407,020	103,378	510,398	△109,969	△11,643	△121,612
合 計	1,012,578	286,330	1,298,908	1,220,466	300,696	1,521,162	△207,888	△14,366	△222,254

## 5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、160億円であり、前年度に比し、36億円（29.0%）増加している。

事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区分		分	平成26年度(A)	平成25年度(B)	(単位 億円) 増減額(A) - (B)
1	水道事業		14	8	6
2	下水道事業		141	115	26
3	市場事業		4	1	3
4	ガス事業		1	—	1
	合計		160	124	36

## (三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1兆6,845億円であり、前年度に比し、3,712億円(18.1%)減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A) - (B)		
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金		43,990	14,779	58,769	52,948	5,883	58,831	△8,958	8,896	△ 62
災害等廃棄物処理事業費補助金		21,223	2,358	23,581	118,366	17,073	135,439	△97,143	△14,715	△111,858
河川等災害復旧事業費補助		195,321	12,122	207,443	199,535	12,249	211,784	△4,214	△ 127	△4,341
社会資本整備総合交付金		76,306	66,231	142,537	44,111	37,894	82,005	32,195	28,337	60,532
循環型社会形成推進交付金		10,231	15,048	25,279	8,194	12,103	20,297	2,037	2,945	4,982
東日本大震災復興交付金		324,908	74,357	399,265	561,606	135,072	696,678	△236,698	△60,715	△297,413
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金		139,386	-	139,386	202,936	-	202,936	△63,550	-	△63,550
中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金		22,066	10,982	33,048	25,006	12,503	37,509	△2,940	△1,521	△4,461
福島再生加速化交付金		108,761	26,837	135,598	-	-	-	108,761	26,837	135,598
その他		393,152	126,447	519,599	476,827	133,385	610,212	△83,675	△6,938	△90,613
合計		1,335,344	349,161	1,684,505	1,689,529	366,162	2,055,691	△354,185	△17,001	△371,186

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び  
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

区 分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
地方財政法 第10条関係経費	2,654	4,590	7,244
地方財政法第10条の2関係経費	58,729	45,031	103,760
地方財政法第10条の3関係経費	460,736	38,727	499,463
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	522,119	88,348	610,467

2 内 訳 表

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
10 1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	2,146	4,292	6,438
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	—	—	—
4	生活保護に要する経費	—	—	—
5	感染症の予防に要する経費	—	—	—
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	—	—	—
23	森林病害虫等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	298	298	596
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	210	—	210
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—
	計	2,654	4,590	7,244
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	58,729	45,031	103,760
	計	58,729	45,031	103,760

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10の3 1	災害救助事業に要する経費	43,990	14,779	58,769
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	500	500	1,000
3~9	災害復旧事業に要する経費 計	416,246 460,736	23,448 38,727	439,694 499,463
34	引揚者への援護に要する経費 計	— —	— —	— —

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

## (全国防災事業)

### 一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

#### (一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,521億円であり、前年度に比し、490億円（24.1%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

**第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額**

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増減率 (%)	
I 地 方 税	方 税	679	123	556	452.0	
II 一 般 財 源 充 当 分	源 充 当 分	113	130	△ 17	△ 13.1	
III 国 庫 支 出 金	支 出 金	736	800	△ 64	△ 8.0	
IV 地 方 債	方 債	983	973	10	1.0	
V 雜 収 入	収 入	10	5	5	100.0	
歳 入 合 計		2,521	2,031	490	24.1	

**第17表 歳入の構成比**

区分	分	平成26年度		平成25年度		(単位 億円)
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)	
1 地 方 税	方 税	679	26.9	123	6.1	
2 一 般 財 源 充 当 分	源 充 当 分	113	4.5	130	6.4	
3 国 庫 支 出 金	支 出 金	736	29.2	800	39.4	
4 地 方 債	方 債	983	39.0	973	47.9	
5 雜 収 入	収 入	10	0.4	5	0.2	
歳 入 合 計		2,521	100.0	2,031	100.0	

#### (二) 歳入の概要

##### 1 地 方 税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、679億円であり、前年度に比し、556億円（452.0%）増加している。

## 2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、113億円であり、前年度に比し、17億円（13.1%）減少している。  
なお、平成26年度までの一般財源充当分の累計額は339億円である。

## 3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、736億円であり、前年度に比し、64億円（8.0%）減少している。  
国庫支出金の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 国庫支出金の内訳

区分	分	(単位 百万円)		
		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1	防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	3,184	26,547	△ 23,363
2	防災対策等推進学校施設環境改善交付金	60,373	40,198	20,175
3	防災対策推進社会資本整備総合交付金	7,776	10,278	△ 2,502
4	その他の	2,269	2,937	△ 668
	合計	73,602	79,960	△ 6,358

## 4 地方債

### (1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、983億円であり、前年度に比し、10億円（1.0%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第19表のとおりである。

第19表 地方債の事業別内訳

区分	分	(単位 億円)		
		平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一般会計債		983	973	10
1 全国防災事業	計	983	973	10
	合計	983	973	10

### (2) 地方債計画

平成26年度地方債計画は、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成26年度地方債計画**  
**(東日本大震災分)**

**全国防災事業**

区 分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(単位 億円)	
			増 (A) - (B)	減 (B) - (A)
<b>一 一 般 会 計 債</b>				
1 全 国 防 災 事 業	983	973	10	
總 計	983	973	10	
普 通 会 計 分	983	973	10	
資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	828	820	8	
地方公共団体金融機関資金	155	153	2	

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

**5 雜 収 入**

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入10億円を計上している。

## 二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

### (一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,521億円であり、前年度に比し、490億円（24.1%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第20表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第21表のとおりであり、歳出の構成比は第22表のとおりである。

第20表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区分	分	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)	
					増減率 (%)	
I	公債費	802	258	544		210.9
II	投資的経費	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0	
1	直轄事業負担金	94	76	18		23.7
2	公共事業費	1,625	1,697	△ 72	△ 4.2	
	歳出合計	2,521	2,031	490		24.1

第21表 岁出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額		(単位 億円)
	総額	地方費		総額	地方費	
I 公債費	544	544	II 投資的経費	△ 54	10	
			1 直轄事業負担金	18	18	
			2 公共事業費	△ 72	△ 8	
			歳出増減額の合計	490	554	

第22表 岁出の構成比

区分	分	平成26年度		平成25年度		(単位 億円)
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)	
1	公債費	802	31.8	258	12.7	
2	投資的経費	1,719	68.2	1,773	87.3	
	歳出合計	2,521	100.0	2,031	100.0	

## (二) 縢出の概要

### 1 公 債 費

地方債の元利償還金は、802億円であり、前年度に比し、544億円（210.9%）増加している。  
地方債の利子及び元金償還金は、第23表のとおりである。

**第23表 地方債の利子及び元金償還金**

(単位 億円)

平成26年度償還金(A)			平成25年度償還金(B)			増減額(A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
362	440	802	47	211	258	315	229	544

### 2 投資的経費

投資的経費の総額は、1,719億円であり、前年度に比し、54億円（3.0%）減少している。  
投資的経費の内訳は次のとおりである。

#### (1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は94億円であり、前年度に比し、18億円（23.7%）増加している。

国の直轄事業費の内訳は第24表のとおりである。

#### (2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,625億円であり、前年度に比し、72億円（4.2%）減少している。

公共事業費の内訳は、第25表のとおりである。

**第24表 直 轄 事 業 費 の 内 訳**

(単位 百万円)

区 分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計
			負担額			負担額			負担額
防災対策推進河川改修費	12,218	5,291	17,509	14,308	4,943	19,251	△ 2,090	348 △ 1,742	
道路維持管理費	—	—	—	8,980	—	8,980	△ 8,980	— △ 8,980	
防災対策推進海岸保全施設整備事業費	7,057	1,423	8,480	4,152	918	5,070	2,905	505 3,410	
その他の	5,337	2,647	7,984	4,029	1,741	5,770	1,308	906 2,214	
合 計	24,612	9,361	33,973	31,469	7,602	39,071	△ 6,857	1,759 △ 5,098	

第25表 公共事業費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	3,184	3,025	6,209	26,547	25,313	51,860	△23,363	△22,288	△45,651	
防災対策等推進学校施設環境改善交付金	60,373	77,858	138,231	40,198	52,042	92,240	20,175	25,816	45,991	
防災対策推進社会資本整備総合交付金	7,776	6,949	14,725	10,278	10,127	20,405	△ 2,502	△ 3,178	△ 5,680	
その他	2,269	1,122	3,391	2,936	2,248	5,184	△ 667	△ 1,126	△ 1,793	
合	計	73,602	88,954	162,556	79,959	89,730	169,689	△ 6,357	△ 776	△ 7,133

### (三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1,625億円であり、前年度に比し、72億円（4.2%）減少している。その内訳は、第26表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第27表のとおりである。

第26表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区分	平成26年度(A)			平成25年度(B)			増減額(A)-(B)			(単位 百万円)
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	
防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	3,184	3,025	6,209	26,547	25,313	51,860	△23,363	△22,288	△45,651	
防災対策等推進学校施設環境改善交付金	60,373	77,858	138,231	40,198	52,042	92,240	20,175	25,816	45,991	
防災対策推進社会資本整備総合交付金	7,776	6,949	14,725	10,278	10,127	20,405	△ 2,502	△ 3,178	△ 5,680	
その他	2,269	1,122	3,391	2,936	2,248	5,184	△ 667	△ 1,126	△ 1,793	
合	計	73,602	88,954	162,556	79,959	89,730	169,689	△ 6,357	△ 776	△ 7,133

第27表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び  
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総 括 表

区 分	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
地方財政法 第10条関係経費	3,184	3,025	6,209
地方財政法第10条の2関係経費	3,803	2,555	6,358
地方財政法第10条の3関係経費	—	—	—
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	6,987	5,580	12,567

2 内 訳 表

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	(単位 百万円) 計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	—	—	—
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	3,184	3,025	6,209
4	生活保護に要する経費	—	—	—
5	感染症の予防に要する経費	—	—	—
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保護培養に要する経費	—	—	—
23	森林病害虫等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	—	—	—
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	—	—	—
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	—	—	—
	計	3,184	3,025	6,209
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	3,803	2,555	6,358
	計	3,803	2,555	6,358
10の3 1	災害救助事業に要する経費	—	—	—
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	—	—	—
3～9	災害復旧事業に要する経費	—	—	—
	計	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
34	引揚者への援護に要する経費 計	—	—	—

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。